

III 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、立入検査等、厚生年金保険料等の納付猶予、徴収・収納職員）のほか、社会保険労務士（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱、学生納付特例事務法人の指定、保険料納付確認団体の指定、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

（1）概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される滞納処分等の認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

（2）実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生年金保険	73,897	119,926	92,473	82,689	85,821
国 民 年 金	135	126	3,839	3,071	3,407

（注）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告の確認

（1）概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生(支)局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構から滞納処分等の実施結果報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

（2）実績

令和2年度から令和6年度までの実施結果報告状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
厚生年金保険	6,043	4,391	6,800	13,056	13,765
国 民 年 金	212	192	1,281	1,405	1,705

（注）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

3 日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています。

また、受給権者や被保険者（以下「受給権者等」という。）に関する調査を行う場合も、立入検査等と同様、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施並びに受給権者等に関する調査の実施に係る認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所等に対する立入検査等	36,012	43,890	38,532	38,024	36,952
受給権者等に関する調査等	3	1	2	4	3

4 日本年金機構が行った立入検査等に関する調査結果報告の確認

(1) 概要

日本年金機構は立入検査等に係る調査結果について、地方厚生(支)局に対し、報告しなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構から立入検査等の調査結果報告を受け、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの調査結果報告状況

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所等に対する立入検査等	36,363	37,817	43,434	39,090	36,263
受給権者等に関する調査等	0	3	1	2	4

5 厚生年金保険料等の納付猶予の許可等に関する業務

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合などにおいて納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付猶予の申請は、日本年金機構を経由して行われ、東北厚生局では内容を審査し、許可等を行っています。

(2) 実績

令和 2 年度から令和 6 年度までの許可等状況

(単位：件)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1. 災害等猶予	許可	4	0	1	0	0
	不許可	3	0	0	0	0
2. 通常猶予	許可	0	1	0	0	0
	不許可	0	0	0	0	0
3. 届出遅延猶予	許可	0	0	0	0	0
	不許可	0	0	0	0	0

6 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可に関する業務

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の徴収職員が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の収納職員が行うことと定められています。

これら徴収職員及び収納職員については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生(支)局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構から提出される徴収職員及び収納職員の認可申請について内容を審査し、認可を行っています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの認可状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴 収 職 員	75	62	65	61	73
収 納 職 員	62	58	59	54	67

7 社会保険労務士に関する業務

概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生(支)局長に委任されており、その業務は次のとおりです(労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長に委任されています)。

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

〈参考〉東北管内の社会保険労務士会員数(令和7年3月31日現在)

県 名	会 員 数	社会保険労務士法人数
青森県	199人	5法人
岩手県	210人	22法人
宮城県	594人	46法人
秋田県	166人	17法人
山形県	232人	12法人
福島県	365人	26法人
合 計	1,766人	128法人

8 年金委員の委嘱・解嘱等に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

東北厚生局では、日本年金機構から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの年金委員数の状況

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職 域 型	12,041	12,857	13,808	13,752	13,913
地 域 型	594	705	905	948	846
合 計	12,635	13,562	14,713	14,700	14,759

＜参考＞東北管内の年金委員数(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

県 名	職域型	地域型	計
青森県	1,783	105	1,888
岩手県	2,523	123	2,646
宮城県	3,174	193	3,367
秋田県	1,742	137	1,879
山形県	1,975	120	2,095
福島県	2,716	168	2,884
合 計	13,913	846	14,759

9 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が国民年金第1号被保険者である学生・生徒の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

東北厚生局では、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和6年度は、3法人の指定を行っています。

(3) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(令和7年3月31日現在)

確認・指定学校数	教育施設	事務法人	計
施設・法人数	12施設	50法人	62施設・法人
学 校 数	12校	65校	77校

※施設・法人等の詳細は、参考資料を参照してください。

10 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、国民年金第1号被保険者である会員が自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

東北厚生局では、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取消等の業務を実施しています。

(2) 実績

令和6年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(3) 東北管内の保険料納付確認団体数(令和7年3月31日現在)

3団体

- ① 岩手県歯科医師会
- ② 福島県薬剤師会
- ③ 岩手県社会保険労務士会

11 国民年金事務費交付金等に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、法律によって市町村が実施するものと定められている事務（以下「法定受託事務」という。）と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務（以下「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金事務費交付金等は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生(支)局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの交付決定額の状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定受託事務	1,759,195	1,760,268	1,734,147	1,753,768	1,692,929
協力・連携事務	247,348	262,459	215,942	219,633	213,327
合 計	2,006,544	2,022,728	1,950,090	1,973,402	1,906,257

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

〈参考〉令和6年度の県別交付状況

(単位：千円)

県 名	市町村数	交付決定額		計
		法定受託事務	協力・連携事務	
青森県	40	269,833	39,167	309,000
岩手県	33	244,329	29,532	273,862
宮城県	35	458,935	46,616	505,552
秋田県	25	175,776	18,523	194,299
山形県	35	188,740	32,059	220,800
福島県	59	355,313	47,427	402,741
合 計	227	1,692,929	213,327	1,906,257

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

12 年金生活者支援給付金に関する業務

(1) 概要

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、福祉的な給付措置として年金に上乗せして支給するものであり、令和元年10月1日に施行されました。

市町村が行う年金生活者支援給付金に係る事務は、国民年金事務費交付金等の場合と同様に、法定受託事務と協力・連携事務に分けられます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生(支)局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 実績

令和2年度から令和6年度までの交付状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定受託事務	58,836	51,857	36,235	40,731	39,857
協力・連携事務	5,299	3,955	3,771	3,627	4,182
合 計	64,136	55,812	40,006	44,359	44,039

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。

〈参考〉令和6年度の県別交付状況

(単位：千円)

県 名	市町村数	交付決定額		計
		法定受託事務	協力・連携事務	
青森県	40	6,003	1,474	7,478
岩手県	33	6,158	554	6,713
宮城県	35	9,339	712	10,052
秋田県	25	5,149	333	5,483
山形県	35	4,137	374	4,512
福島県	59	9,067	732	9,800
合 計	227	39,857	4,182	44,039

(注) 金額について千円未満を切り捨てていることから合計が不一致。